

## 環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員長 飯澤 匡

### 1 日時

平成 17 年 12 月 8 日(木曜日)

午前 10 時 3 分開会、午後 0 時 26 分散会

### 2 場所

第 5 委員会室

### 3 出席委員

飯澤匡委員長、木戸口英司副委員長、佐々木一榮委員、工藤大輔委員、  
平野ユキ子委員、藤原泰次郎委員、千葉伝委員、小野寺研一委員、高橋比奈子委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

渡辺担当書記、菊地担当書記、高橋併任書記、山崎併任書記、小笠原併任書記

### 6 説明のために出席した者

#### (1) 環境生活部

千葉環境生活部長、稲田環境生活企画室長、  
滝川産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、切金環境生活企画室企画担当課長、  
袴田環境生活企画室管理担当課長兼交通安全対策担当課長、  
菊池環境生活企画室食の安全安心・消費生活担当課長、熊田環境保全課総括課長、  
古川資源循環推進課総括課長、高橋自然保護課総括課長、  
太田資源エネルギー課総括課長、松岡青少年・男女共同参画課総括課長、  
及川産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室調査追求担当課長、  
根子産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室再生・整備担当課長

#### (2) 保健福祉部

赤羽保健福祉部長、藤原保健福祉企画室長、福田保健福祉企画室企画担当課長、  
川口保健福祉企画室管理担当課長、福島医療国保課総括課長、  
柳原保健衛生課総括課長、菊池地域福祉課総括課長、  
奈須川地域福祉課監査指導担当課長、小田島長寿社会課総括課長、  
高橋障害保健福祉課総括課長、古内児童家庭課総括課長

#### (3) 医療局

法貴医療局長、岩淵医療局次長兼病院改革室長、佐藤管理課総括課長、

細川職員課総括課長、吉田業務課総括課長、岡山システム管理室長、  
八木病院改革室経営改革監、相馬病院改革室医師対策監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案

ア 議案第 8 号 平成 17 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）

イ 議案第 16 号 屋内温水プール条例の一部を改正する条例

ウ 議案第 17 号 児童養護施設条例等を廃止する条例

エ 議案第 18 号 社会福祉研修所条例の一部を改正する条例

オ 議案第 19 号 福祉の里センター条例の一部を改正する条例

カ 議案第 20 号 福祉交流施設条例の一部を改正する条例

キ 議案第 21 号 リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

ク 議案第 22 号 救護施設条例の一部を改正する条例

ケ 議案第 23 号 いわて子どもの森条例の一部を改正する条例

コ 議案第 33 号 県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

サ 議案第 48 号 岩手県立視聴覚障害者情報センターの指定管理者を指定することに  
関し議決を求めることについて

シ 議案第 49 号 岩手県営屋内温水プールの指定管理者を指定することに関し議決を  
求めることについて

ス 議案第 50 号 岩手県立社会福祉研修所の指定管理者を指定することに関し議決を  
求めることについて

セ 議案第 51 号 岩手県立福祉の里センターの指定管理者を指定することに関し議決  
を求めることについて

ソ 議案第 52 号 ふれあいランド岩手の指定管理者を指定することに関し議決を求め  
ることについて

タ 議案第 53 号 いわてリハビリテーションセンターの指定管理者を指定することに  
関し議決を求めることについて

チ 議案第 54 号 岩手県立松山荘の指定管理者を指定することに関し議決を求め  
ることについて

ツ 議案第 55 号 いわて子どもの森の指定管理者を指定することに関し議決を求め  
ることについて

(2) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○飯澤匡委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行いたいと思いますが、日程に入るに先立ち、前回の委員会において医療局関係の請願陳情の審査の際、地域医療の一層の充実、地域医療と福祉との連携等について、当委員会として12月議会において決議案を発議してはとの意見がありました。

本日の審査日程とも関連いたしますので、あらかじめこの件に関して委員の皆様の御意見をお伺いしたいと思います。御意見はございませんか。

○藤原泰次郎委員 地域医療の関係ですね。それぞれ今までの経過がありまして、当然委員会としても通してしまったこととございます。

ただ、地域医療の関係で紫波病院の場合、紫波病院のみならずやはり19床となりますと、がんじがらめで越えてはならんと。もちろん青天井で、どこまでも定数をふやしていいのだとか、入院を許可するというようなことではなくて、そういうことを言うつもりはありません。ただ、やはり19床だから、それ以上はだめですよという固定した観念ではなくて、緊急的な場合に医療事故のないようなことも考えた場合に、ある程度の弾力的なベッドの取り扱いをしてもらわないと。医療事故につながってもならないし、また患者あるいは看護する方々もそうなのですが、そうしたことも踏まえた中で、ひとつお考えいただきたいものと意見を申し上げたいと思います。

○飯澤匡委員長 決議の案文を審査する段階で、もう一度御意見を賜りたいと思います。

では、手続きはこのように進んでよろしいでしょうか。

(「はい。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 それでは、異議なしと認め、今定例会に決議案を発議することに決定いたしました。

執行部の出席については、いかがいたしますか。

○木戸口英司委員 この発議を委員会ということで前回の審査、前回だけではなくて、ずっと審査をしてきたことにつきましては、医療局の県立病院再編問題の中で、そういった方向になってきたわけでありまして、地域医療を守っていくということについて言えば保健福祉部もむしろ中心となって、そして医療局とともにこのことに取り組んでいかなければならないということだろうと思います。こういった観点から、保健福祉部と医療局と一緒に審査をするということをぜひお願いしたいと思います。

○飯澤匡委員長 ほかにございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 それでは、保健福祉部と医療局の職員の出席を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、本件に係る文案の検討は保健福祉部関係の議案の審査終了後に行うこととし、その

際、あわせて医療局職員の出席を求めることとしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、環境生活部関係の議案の審査を行います。

議案第 8 号平成 17 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）中第 1 条第 1 表中追加中 2、議案第 16 号屋内温水プール条例の一部を改正する条例及び議案第 49 号岩手県営屋内温水プールの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、8 号、16 号、49 号、以上 3 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○太田資源エネルギー課総括課長 屋内温水プールの指定管理者制度導入に係る関連議案について御説明いたします。

なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております屋内温水プールの指定管理者制度導入関連議案についてにより説明させていただきます。

資料のⅠ、趣旨にありますように、屋内温水プールの指定管理者制度の導入に関連しましては、3 つの議案が一組になるものでございます。

初めに、議案第 16 号の屋内温水プール条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。なお、議案は（その 4）の 32 ページをお開き願います。

資料のⅡ、屋内温水プール条例の一部改正にありますように、この条例の改正に当たっては、1 の（1）から（5）までの 5 項目にまとめられます。まず、（1）、設置目的を改正することについてであります。屋内温水プールの熱源である地熱熱水供給が平成 17 年度で終了し、18 年度以降は新エネルギーであるチップボイラー及び地下水利用型ヒートポンプを導入することとしておりますので、設置目的を「地熱熱水の利用を図り」から「新エネルギーの利用を図り」に改正しようとするものであります。

次に、（2）、指定管理者による管理について定めることについてであります。従前はプールの管理は雫石町に委託すると規定しておりましたが、このたび指定管理者制度を導入することにより、プールの管理は地方自治法の規定に基づき知事が指定する者に行わせるという内容にするものであります。

次に、（3）、指定管理者が行う業務の範囲について定めることについてであります。これは指定管理者が行う業務として、施設及び設備の維持管理に関する業務及びその他プールの利用促進に関する業務を規定しようとするものであります。

次に、（4）、利用料金制度の導入についてであります。内容としましては現行の「使用料」を「利用料金」と改めること。利用料金は、あらかじめ知事の承認を受けて別表に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定めることとすること。利用料金は、指定管理者にその収入として収受させることとすることといった内容でございます。

次に、（5）、その他所要の改正であります。これは従前知事が施設の使用等の許可、使用取り消し等を行うとしていた規定を、制度導入に伴い指定管理者が行うこととする改正などあります。

施行期日、附則関係であります。施行期日は来年4月1日とするものであります。

次に、議案第49号の岩手県営屋内温水プールの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。なお、議案は（その4）の202ページをお開き願います。

この議案は、岩手県営屋内温水プールの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。指定管理者の指定についてであります。岩手県営屋内温水プールの指定管理者について公募を行ったところ3団体から応募があり、県営屋内温水プール指定管理者選定委員会において選定の上、岩手郡雫石町高前田の財団法人雫石町体育協会を指定しようとするものであります。指定の期間は、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間であります。

さらに、議案第8号の平成17年度岩手県一般会計補正予算のうち、屋内温水プールに係る債務負担行為の設定について御説明申し上げます。なお、議案は（その3）の2ページをお開き願います。

債務負担行為の設定についてであります。屋内温水プールの指定管理者は3年間の期間を定めて指定を行おうとすることから、あわせて債務負担行為について設定するものであります。指定管理者による屋内温水プール管理運営業務に係る債務負担行為につきましては、平成17年度から20年度までの期間、2億6,300万円の限度額を追加設定しようとするものであります。

以上で屋内温水プールの指定管理者制度導入に係る関連議案についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○飯澤匡委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木一榮委員 議案第49号と議案第8号についてお伺いしたいと思います。まず先ほど申請参加団体3団体とございましたが、その3団体をお教えいただきたいと思っております。その中で、財団法人雫石町体育協会が選定された理由、それからメリットについて伺いたいと思っておりますし、それから財団法人雫石町体育協会の大まかな概要で結構ですので、会長といいますか理事長を含めてどういう団体なのかお知らせをいただきたいと思っております。

それから、議案第8号であります。県営時代の現在までの年間の維持経費の予算の推移はどうなっていたか。今後指定管理者に引き継ぐことによって、県はどういうメリットがあるかという予算的な部分をお尋ねします。

それから、今後3年間の契約予定であります。長期的に見て今後改修予定なり設備関係の維持改修予定、これについてもお尋ねいたします。

○太田資源エネルギー課総括課長 最初に、公募を行いました際に3団体応募がございました。そちらについて御説明申し上げます。

3団体につきましては、ただいま申し上げました雫石町の雫石町体育協会、それから花巻市の株式会社ビック、さらに盛岡市の協栄テックス株式会社の3社が応募したところでございます。

（「聞こえない。」と言う者あり。）

○太田資源エネルギー課総括課長 失礼しました。3団体につきましては、雫石町体育協会と、それから花巻市の株式会社ビック、それから盛岡市の協栄テックス株式会社です。これら3社の応募がありまして、それについては先ほど申し上げました選定委員会で、外部委員の皆様の評価を受けて雫石町体育協会が選定されたということでございます。

雫石町体育協会につきましては、どういうところにメリットがあるか申し上げますと、この応募に際しまして、経費について私どもの方から過去3年間ということで御提示させていただきました。このやり方については、今回の指定管理者制度の導入に伴う県のガイドラインという、そのやり方にのっとった形になっておりますけれども、その際こちらの方で示したのは14年度から16年度までの3カ年の平均でございますけれども、管理費、それから収入がございます。管理費と収入の差し引いた額として6,452万9,000円という額を提示させていただきました。

これ対しまして、今回受託することになります雫石町体育協会の提案額ということでございますが、こちらは5,954万4,000円、こういう額での提示があったところでございます。差額で申し上げますと約500万円の節減という形での提言があったものでございます。

経費的な面だけではなくて、こちらにつきましてはサービスの向上ということの提案もございました。例えば開館時間でございますが、実は土曜日は午後1時から午後8時までオープンしておりますけれども、これを週2日制もありますので、午前10時から午後8時まで広くオープンしたいという提案もございました。さらに19年度からなのですが、現在水曜日は休館にしてございますけれども、ずっと無休でというか、1週間開いてお客様にサービスをしたいという、そういう提案もございました。さらに、小中学生あるいは中高年を対象にしました各種教室ですけれども、そういう教室を6項目ほど行いたいというような提案もありまして、地域に密着した形の提案もございました。

そういうようなことで、県といたしましても先ほど申し上げました経費的なメリットもございますし、地域あるいは県民の皆様に対するサービスの向上ということが図られますので、そういうことを考慮して今回こちらの方を指定団体としたいというふうに御提案させていただいたところでございます。

こちらの団体の概要についてでございますけれども、代表者は堂前正彦さんという方でございます、30年に設立ということでございます。事務員は12名でございます。そのうち、現在県のプールに関する業務を受託している職員が7名でございます。その7名を含めての12名の職員ということになっております。県のプールだけではなくて、実は、雫石町の運動公園等の施設の管理委託、これも受けておりまして、基本財産は2,000万円という状況でございます。収支状況等も勘案しまして、こちらの団体がふさわしいのではないかとということで判断いたしておるところでございます。

○飯澤匡委員長 もう少し簡潔にお願いします。

○太田資源エネルギー課総括課長 はい、済みません。改修の予定でございますけれども、

9月補正でチップボイラーとヒートポンプの予算をいただきました。その予定がございませぬ。ただ、こちらの施設はまだできて新しいものですので、当面すぐ中身をどうこうということではありませぬが、そういうふうな改修を予定しております。以上でございます。

○工藤大輔委員 チップボイラーの件があったわけですが、地熱利用からチップボイラーにかわるということで、その辺の経費はどのぐらいを見て今回の金額等を含めて決定したのか、その辺について御答弁願いたいと思います。

○千葉環境生活部長 チップボイラーと、それから大量の地下水を利用したヒートポンプで熱源を全量賄う計画でございまして、それぞれ大体9,000万円ぐらいかかります。ただ、チップボイラーについては、農林水産省の交付金2分の1を想定してございます。

○飯澤匡委員長 ほかにありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の議案の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

○高橋比奈子委員 今回の森林税に関して、環境生活部もできればいろいろ関与していただきたいと思いますが、その件について伺いたいと思います。今回の森林税は環境生活部がつくった森川海条例から発生しているのではないかと思うのです。実際に説明を受けましたときに、きのう野田議員の質問に対するお答えがあったのですが、最終的にお話ししたいことはいっぱいあるのですが、簡潔にお話をするので、ぜひ気持ちをお酌み取りいただきたいのですが、切ったものを出せないところはもうしょうがないと思うのですが、切ったものを、資源を再生していくという考え方がやはり環境生活部としては、ぜひそういうことを一緒にフォローしたり、一緒に森林税の中でもやっていくべきだと思うのです。

ただ、民有林の中で、それを売ったりした場合に利益が発生したらそれを持ち主にどう返していくとか、いろいろな問題点もあると思うのですが、やはり岩手はどういうふうに森林の資源を循環させていくかということが木質バイオマスなどの関係から見ても重要だと思うので、森林税の担当だけではなくて、環境生活部も御一緒にこれに関して今後どうしていくかということを検討されたり、いろいろ資源循環をする森づくりというのを森川海条

例などと一緒に考えていくべきと思うのですが、その辺の御見解をぜひお話しいただきたいと思います。

○切金企画担当課長 岩手の森林環境税の関係でございます。岩手の森林を次世代につないでいくというふうにするためには、森林環境税でもって整備されます公益林と、それから森林所有者が経済起因性をいたしております木材生産、あるいはそういった経済活動を通して維持管理されます循環利用森林、この公益林と循環利用森林を適正に管理していくということが重要であるというふうに認識してございます。

こういったことと、さらに資源循環という観点から、私どもといたしましては岩手型ペレットストーブの導入でありますとか、先ほど御審議いただきました屋内温水プールのチップボイラーですとか、そういったバイオマスの新エネルギーとして導入するといったようなことを積極的に活用して取り組んでいくということが大事ではないかと、そういうふうに考えております。

それから、森川海条例の関係でございますけれども、現在県内各地域におきまして森川海条例に基づく流域基本計画というものを策定し、あるいは策定に取り組んでいるところでございます。そうした流域基本計画の中で行政あるいは森林の所有者、あるいはNPO団体、住民の方々といったようなところと共同いたしまして、間伐あるいは植林、育樹といったことを実施するというふうな計画が盛り込まれてございます。

そういったようなことで、今後におきましてもこういった取り組みを通じまして、農林水産部との連携も図りながら、岩手の森林を次世代につないでいきたいというふうに考えております。

○高橋比奈子委員 大変前向きな御答弁ありがとうございます。

木質バイオマス研究会のパブリックコメントなどでも、ぜひそちらの方向でいきたいということが入っていたようですが、これまでの説明の中にはそういうふうな形でやっていきますということが私たちへの説明には余りなかったものですから、ぜひそういうことも含めてやっていただければと。あと交付金をもらっている合板工場から県産材の需要拡大のこれまでの取り組みなども連動して、CO2削減にもつながることですので、しっかりと連携をとってぜひそういう資源の循環する森林の仕組みづくりも含めて御一緒にやっていただければと思います。よろしくをお願いします。

○佐々木一榮委員 今の森林税に関連しまして、7億円の内訳を見ますとほとんど間伐の部分が多いようでありまして、今の高橋委員のNPOとか民間団体の話に関連するのですが、その部分というのは農林水産部よりは環境生活部がメインではないかと思うのです。

というのは、たしか県内には1団体しか、今こういう森林関係のNPOがないと。できることであれば今回のこの税を使って、せめて振興局管内に1つずつぐらいは欲しいという方針を農林水産部では出しているようですけれども、これを実際に各振興局の農林部がやるとなると、なかなか難しいのかなと。実際には環境生活部の方が、そういう住民の方々やNPOとは普段の接触が一番多いのではないかという部分で、さっき強い連携といいます



か、そういうお話はいただきましたけれども、これは例えば次世代の子供の教育も含めてさまざまな部分がありますので、私は環境生活部としてももっと積極的にこの部分については進めていくべきだというふうに思うのですけれども、環境生活部長、いかがでしょうか。

○千葉環境生活部長 今回の森林税の導入なり仕組みづくりは、県の政策会議で何回も議論していきまして、私もメンバーで入っております。

ですから、先ほどの高橋委員のお答えにもなるかと思えますけれども、いずれ当部としては本当に願ってもない制度だと考えています。我々は温暖化対策でCO<sub>2</sub>を8%削減することとしていますが、実際に排出量削減は5%、残り3%は吸収源対策で何とか達成したいということで取り組んでおりまして、そこに大変な力になると考えてございます。

今の佐々木委員のお話で、たしか7億円のうちの6億5,000万円ぐらいがハードで、1,500万円ほどソフトがあります。これは、NPOとか住民団体の植林とか育林活動をするというもので、これは実は当部でも所管している予算が今までありましたので、当然それらと、あるいはそれを整理しまして、特にこの森林税を活用したソフト事業を我々は主体的に取り組む覚悟でかかわってまいりたい、そういった活動をいろいろなところで活用してまいりような取り組みを農林水産部と一緒にやってまいりたいと考えています。

○工藤大輔委員 以前、五葉山のイヌワシ研究会から提出されたイヌワシの保護の強化並びに繁殖率の向上について、この請願が一部採択されたところでございますが、今年度県としてどのような保護対策に取り組んできたのか、まずお答え願いたいと思います。

○高橋自然保護課総括課長 イヌワシの保護対策についてでございますけれども、県の環境保健研究センター、また環境省の猛禽類保護センター、そういったところと連携を図りながら、また学識者等の指導、また協力をいただきながら繁殖状況の調査、また生息環境の整備といった保護対策に取り組んできております。

例えば県の環境保健研究センターにおきましては、イヌワシの繁殖状況の調査あるいは行動圏の調査、そういった繁殖率の低下要因の解明に向けた研究活動を行っております。また今年度は環境省等の関係機関と連携をしまして、落ちそうになった巣を補修することでとか、あるいはイヌワシのえさになります山鳥の放鳥、営巣地への放鳥、こういったことも行っております。また、イヌワシのえさ場の確保ということで岩泉町内に試験的ではございますが、列状間伐を実施しておりまして、関係機関に対しても同様の整備を進めていただくようお願いしているところでございます。

ただ、営巣地を鳥獣保護区に指定することにつきましては、市町村を初め関係団体との調整も進めてきたところでございますが、合意の形成に至らなくて指定できなかったものですので、今後引き続き地域の理解、協力を得られるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○工藤大輔委員 今大体4項目ぐらいですか、活動内容について大きく分けたものを説明いただきました。以前マスコミ報道等で私も見たのですが、結局イヌワシの生息域というのが当初想定したものよりもかなり広い地域だといった中で、きっとこれは山林所有者等か

ら、指定されるといろいろ規制が出てくるでしょうから、理解等がもらえなかった結果で、その取り組みにおいては頑張っているけれども、合意形成がなかなかされなかったというのではないかなというふうな感じを持ったわけです。その取り組みの中で新たに繁殖率が低下している要因というのは、例えばこういったものが出てきたというものがもしあれば御説明願いたいと思います。また、イヌワシのえさとなる山鳥等を放鳥するということなのですが、実際これは生態系のバランスからいったら、またそこに人間が手を加えているということになると、イヌワシにとってみればいいかもしれませんが、全体から見るとまたさらに、本来であったらバランスのとれた生態系の確保ということが望ましいと思いますが、イヌワシのえさとなる山鳥だけでなく、山鳥のえさとなる何かとか、そういった形でいずれその地域に動植物を含めた生態系がしっかりなるような取り組みがあってもいいのではないかなというふうな思いを持ったところでございますので、もし何かあればと思います。

そしてまた、鳥獣保護区の例えば指定をするに当たって、何か面倒な点だとか、指定拡大において障害となるもの、また今後の将来に向けての計画がもしあればお示し願いたいと思います。

○高橋自然保護課総括課長 確かに繁殖率は低下しております。32 つがいございますけれども、今年確認できましたのはそのうちの3羽が巣立ったということでございます。そういうことで、センターの方でも引き続き直接現地に行きまして、巣づくりの状況から、あるいは抱卵の状況、そして巣立っていく状況、そういったものを直接現地で観察しまして、そしてふ化したものがなぜ巣立ちまで至らないのかと、そういったことをずっと継続して調査をしております。

ただ、一応えさ不足ではないかというようなことですか、あるいは繁殖期におきまして人為的な影響、そばで工事が行われるとか、あるいは人が入るとか、そういった人的な影響といったものも考えられてはおりますけれども、なかなか全体の調査対象の個体数も少ないわけでございますし、本格的に調査を始めましてから4年ぐらいでございますけれども、これといった特定できるというところまではまだ至っていない状態でございます。これにつきましては引き続き調査研究を積み重ねていく必要があるというふうに考えております。やはり結果を得るには、一定の期間、時間というものは必要だなというふうに考えております。

生態系のお話でございましたけれども、これはまさに委員御指摘のとおりだというふうに考えております。イヌワシは、主にノウサギですとか、ヘビとか、あるいは山鳥ですとか、そういったものをえさにしているわけでございますけれども、こうした野生の鳥獣ですとか小動物、こういったものが育つ、あるいはふえていくには、やっぱりそういった自然環境といいますか、自然の生態系が確保されていないと自然の形にはならないというふうに考えております。

その1つとして、学識者も指摘をしておりますけれども、手入れがされなくなるとうっそうとした暗い森といいますか、そういったことになっている森を、手を入れて明るい森に、

あるいは空間のある森林に変えていくということが大切だというふうにされております。列状間伐もそうしたことから実施しているものでございますので、関係機関にそうした整備をお願いしているところでございます。

鳥獣保護区の指定の難しさというものでございますけれども、やはり市町村を初め、地域住民の方々、あるいは農林業団体、また猟友会、あるいは自然保護団体といった関係者の御意見を伺いながら、合意の形成を図っていく必要があるわけでございます。やはり指定することによって有害鳥獣がふえるのではないかと、こういった意見ですとか、あるいは大方に保護区がかかって、これ以上かけるともう狩をできる場所がないと、そういったような意見もございます。もちろん土地所有者の意見というものもございますので、そうした内容と利害関係者の意見というものを調整して、もうそういうところでどうしても時間を要することがございます。

また、一方ではイヌワシの営巣地の情報を公開することにより、かえって人が入り込むというようなことで、生息環境に悪影響を与えるのではないかと、そういった環境省のガイドラインでもそう示しておりますので、指定につきましても慎重に進めていく必要があると。また、そういった難しさもありますけれども、指定におきまして鋭意努力をしてみたいと考えております。

また、現在第9次の鳥獣計画というものがありますけれども、これは18年度におきまして新たな鳥獣計画をつくってまいりますので、その中に計画として取り込んでいきたいというふうに考えております。

○飯澤匡委員長 ほかにございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 ほかになければ、これで環境生活部関係の審査を終わります。

環境生活部の皆さんは退席されて結構です。御苦勞様でした。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。

議案第8号平成17年度岩手県一般会計補正予算(第6号)中第1条第1表中追加中3から8まで、議案第18号社会福祉研修所条例の一部を改正する条例から議案第23号いわて子どもの森条例の一部を改正する条例まで、議案第48号岩手県立視聴覚障害者情報センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第50号岩手県立社会福祉研修所の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてから議案第55号いわて子どもの森の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてまで、以上14件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤原保健福祉企画室長 公の施設についての指定管理者制度導入関連議案について、一括して御説明いたしますので、御了承願います。

当部の関連する議案は、公の施設設置条例の一部改正議案として、議案第18号から議案第23号、指定管理者の指定議案として議案第48号及び議案第50号から議案第55号、債

務負担行為として議案第8号の合わせて14の議案でございます。

関連議案につきまして、便宜お手元に配付しております資料により御説明いたしますので、資料の指定管理者制度導入関連議案一覧を御覧願います。初めに、岩手県立視聴覚障害者情報センターの指定管理者の指定でございますが、この施設につきましては地域振興部所管の施設であります県民活動交流センターと一体で公募により指定管理者の選定を行いまして、指定管理者候補者を株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ、株式会社盛岡博報堂、株式会社図書館流通センター、鹿島建物総合管理株式会社、社団法人岩手県ビルメンテナンス協会、岩手県ビル管理事業協同組合グループとしようとするものであり、指定の期間は平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間とするものであります。

次に、社会福祉研修所関連でございますが、一部改正しようとする条例は社会福祉研修所条例でございます。この条例の一部改正に当たっては、指定管理者による管理、指定管理者が行う業務の管理及びその他所要の改正を行おうとするものであります。なお、利用料金制度の導入に関する改正については、この施設はもともと使用料等を徴収していないことから、関係の改正はないものでございます。指定管理者の指定議案の内容についてであります。岩手県立社会福祉研修所の指定管理者について公募に基づく選定の上、盛岡市高松の社会福祉法人岩手県社会福祉事業団を指定しようとするものであり、指定の期間は平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間とするものであります。この指定に係る債務負担行為につきましては、平成17年度から20年度までの期間、1億8,000万円の限度額を設定しようとするものであります。

次に、福祉の里センター条例でございますが、この条例の一部改正に当たっては指定管理者による管理、指定管理者が行う業務の管理、料金制度の導入及びその他所要の改正を行おうとするものであります。指定議案の内容につきましては、岩手県立福祉の里センターの指定管理者において公募に基づく選定の上、大船渡市立根町の社会福祉法人大洋会を指定しようとするものであり、指定の期間は平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間とするものであります。この指定に係る債務負担行為につきましては、平成17年度から20年度までの期間、1億5,800万円の限度額を設定しようとするものであります。

次に、福祉交流施設条例でございますが、この条例の一部改正に当たっては指定管理者により管理、指定管理者が行う業務の管理、料金制度の導入及びその他所要の改正を行おうとするものであります。指定議案の内容につきましては、ふれあいランド岩手の指定管理者について公募に基づく選定の上、盛岡市三本柳の社会福祉法人岩手県社会福祉協議会を指定しようとするものであり、指定の期間は平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間とするものであります。この指定に係る債務負担行為につきましては、平成17年度から20年度までの期間、5億9,900万円の限度額を設定しようとするものでございます。

次に、リハビリテーションセンター条例でございますが、この条例の一部改正に当たっては指定管理者による管理、指定管理者が行う事業、行う業務の範囲及びその他所要の改正を行おうとするものであります。なお、利用料金制度の導入に関する改定については、既に制

度を導入済みであるため、今回は改正を行わないものであります。議案の内容につきましては、岩手リハビリテーションセンターの指定管理者については、医療分野の有識者等による施設のあり方検討会の意見を踏まえ、同センターが担っている最新で高度なりハビリ医療の提供、調査研究、教育研修、地域リハビリ活動支援などの高い公益性を有する役割の遂行を目的に、県及び医療関係団体などが設立いたしました現在の管理委託者である雫石町七ツ森の財団法人いわてリハビリテーションセンターを公募によらず指定しようとするものであり、指定の期間は平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とするものであります。この指定に係る債務負担行為につきましては、平成17年度から22年度までの期間、8億1,900万円の限度額を設定しようとするものであります。

次に、救護施設条例でございますが、この条例の一部改正に当たって指定管理者による管理、指定管理者が行う業務の範囲及びその他所要の改正を行おうとするものでございます。なお、利用料金制度の導入に関する改正については、この施設はもともと使用料等を徴収していないことから、関係の改正がないものでございます。また、その他の改正といたしまして、岩手県立好地荘について、平成18年度から岩手県社会福祉事業団に移管するため、廃止しようとするものでございます。指定議案の内容についてであります。岩手県立松山荘の指定管理者については、現在施設を全面改築中でございまして、改築後は岩手県社会福祉事業団に移管することとしておりますが、過渡的に指定管理者に移行することとしているため、公募によらず現在の管理委託者である盛岡市高松の社会福祉法人岩手県社会福祉事業団を指定しようとするものであり、指定の期間は平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間とするものであります。この指定に係る債務負担行為につきましては、平成17年度から20年度までの9億9,600万円の限度額を設定しようとするものであります。

次に、いわて子どもの森条例でございますが、この条例の一部改正に当たっては、指定管理者による管理、指定管理者が行う業務の管理、料金制度の導入、その他所要の改正を行おうとするものであります。指定議案の内容についてであります。いわて子どもの森の指定管理者については、現在の管理委託者である岩手県社会福祉事業団の企画力、ノウハウ等を最大限に活用することが適当であることから、公募によらず盛岡市高松の社会福祉法人岩手県社会福祉事業団を指定しようとするものであり、指定の期間は平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間とするものであります。この指定に係る債務負担行為につきましては、平成17年度から20年度までの期間、5億2,500万円の限度額を設定しようとするものであります。

以上で公の施設への指定管理者制度導入関連議案の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○飯澤匡委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木一榮委員 簡潔で結構ですので、幾らか教えていただきたいと思います。

公募をしないで決定したのものもあるようでありますが、それぞれの参加申請の状況と決

定した理由、それから財政的なメリットについてお伺いしたいと思います。

それから、公募しない例えば松山荘、いわて子どもの森等がありますが、これは指定管理者制度でそれぞれ事業団、また社会福祉協議会等に委託した場合に、現在の職員の方々はどうなるのでしょうか。要は事業団の方に籍を移されるのか、それともまるっきりもう退職されてしまうのか、その辺についてお知らせいただきたいと思います。

○菊池地域福祉課総括課長 お答えいたします。

今回の指定管理者制度を導入いたしました施設は、入所型施設が救護施設松山荘、それから利用型施設につきましてはいわて子どもの森、社会福祉研修所、福祉の里センター、ふれあいランド岩手、この4施設でございます。

公募の状況でございますけれども、公募いたしました施設は社会福祉研修所、福祉の里センター、ふれあいランド岩手の3施設でございます。まず、社会福祉研修所につきましては、現在の受託者である社会福祉事業団のみの申請でございました。それから、ふれあいランド岩手につきましても、現在の委託先である岩手県社会福祉協議会、この1団体からのものでございました。それから、福祉の里センターにつきましては、4団体から応募がございました。審査委員会を設置いたしまして審査をいたしました結果、先ほど申し上げましたように、地元の社会福祉法人大洋会、そちらの方に決定したところでございます。

それから、決定理由でございます。公募により決定いたしました福祉の里センターでございますけれども、福祉の里センターにつきましては利用者サービスの向上を図るため、意欲的な取り組みが計画されているほか、施設運営に対する積極的な姿勢や経営理念などが高く評価されたというのが選定の理由でございます。

それから、メリットでございます。今回指定管理者制度によりまして公募したわけでございますが、その結果、ただいま申し上げました指定管理施設5施設につきましては、今後3カ年間でどの程度運営経費が節減になるかということでございますが、これにつきましては概算でございますけれども、全体で約5,000万円程度の節減になるものと見込んでいるところでございます。

それから次に、職員の問題でございますけれども、今回指定管理者制度を導入いたしました施設のうち、現在の委託先とかわりますのは福祉の里センターということになります。この福祉の里センターにつきましては、現在社会福祉事業団の職員が勤務しているわけでございますけれども、今回地元の社会福祉法人に決定したことに伴いまして、当然社会福祉事業団はここから引き揚げるということになります。その職員につきましては、ほかの施設に配置転換とか、そういう形で吸収することを予定しているところでございます。以上でございます。

○佐々木一榮委員 1点お伺いしたいのですが、指定管理者制度を導入するということですが、今回出てきたのですけれども、結局今まで官でやっていたものを民でということ、サービスの提供とか経費の面で、そういうことでいろんな公募型で広げていって進めていこうということですが、今お伺いしますと保健福祉部の場合はほとんど従来の委託先を継続して

契約していくということで、これはおおむね3年の契約になっていますが、いずれ20年度以降もほかの、要は申請しても入ってこれないという状況下にもなっているのですね、これは。

○菊池地域福祉課総括課長 先ほど申し上げましたように、今回の指定管理者制度につきましては、我々保健福祉部といたしましては原則公募という線で臨んでおります。ただ、入所型の松山荘、これは特殊事情があるということで過渡的な措置であると。利用型の方につきましては、いわて子どもの森、これにつきましてはやはり開館後間もないということ、また、そのノウハウを最大限生かすということで、これも決め打ちという形で社会福祉事業団をお願いしておりますが、その他の施設につきましては公募いたしました。

公募した結果、残念ながら2施設については現在の委託先以外に応募がなかったということから、現在の委託先に決めたのでございまして、もしほかに多数応募があれば、必ずしも現在の委託先に決まったということにはならなかったものというふうに思っております。

それから、今回の指定管理者制度の中で、この利用型施設の中では公募した結果、福祉の里センターは現在の委託先である社会福祉事業団から民間の社会福祉法人の方に決まっております。そういう意味では、指定管理者制度の趣旨というものを最大限に踏まえた対応であったものと我々としては認識しているところでございます。

○赤羽保健福祉部長 補足的に御説明申し上げますけれども、実は指定管理者の申請をする前に広く周知をいたしまして、どうぞ応募しませんかということで、内覧会でもないのですが、事前の説明会を開催しております。

説明会を開催した際には、実際には公募してこなかった団体も結構いらしていただいていたわけです。その際に、さまざまな運営上の条件でありますとか、そういったことを御覧になっていって、最終的に公募してこなかったりとか、あるいはすごく少なくなってしまうというような現実はございました。私どもとしては、これまで運営してきた団体に決め打ちでやるという意識は全くなくて、そういった事前説明会等を開いて、できるだけ多くの団体にチャンスを広げるという意識を持って行ったところでございます。

また、審査も県の間でない人たちにお願いをして評点を決めていただいて、評価の観点自体から評価していただいて、その上で評点をつけていただきました。そしてその際に平均でとるか、それとも順位点でとるかといったようなことも検討していただいて、結局は順位点で、1位の人が多かったところを選んでいくといったようなことをやりまして、相当厳密な審査をさせていただいたと思っております。

今後についてですが、指定期間は3年ということでございますので、やはり競争原理ということをきちんと入れていかなければならないと思っております。指定管理者になってサービスがどう変わったのかということ、やっぱり私たちもきちんと見ていかなければならないと思いますし、3年後においてもまた同じ事業者がやるのだよというふうなことではなくて、常にどういったサービスが提供されているか、県民にとってその団体が運営することがいいのかどうかという観点から見ていきたいなというふうに思っております。

○高橋比奈子委員 視聴覚障害者情報センターについて伺いたいのですが、この指定管理者のグループの中に視聴覚障害者に対して周知をされているグループの方がいらっしゃるのか。エヌ・ティ・ティファシリティーズというのは、どういうことをやっている会社なのかというのが1点。

それから、これは委員長にちょっと御指導いただきたいのですが、ここでそのままお聞きしていいか、この際発言のときがいいのか。この視聴覚障害者情報センターに視聴覚障害者の方が行く場合の最寄りのバス停や盛岡駅からのアクセスなどは、今後どういうふうに連携をしながらきちんと整えていくのかという点をお知らせいただきたいと。

○飯澤匡委員長 関連しておりますので。

○高橋比奈子委員 そうですか、ありがとうございます。では、よろしくお願いします。

○高橋障害保健福祉課総括課長 1点目のエヌ・ティ・ティファシリティーズに関する内容についてでございます。実はこの契約等全般にわたりましては、地域振興部複合施設整備課が中心になりましてずっと進めてきたという経緯がございまして、それぞれの委員会の動き、部会を持って検討してきたというふう聞いてございます。

そして、エヌ・ティ・ティファシリティーズの業務内容あるいは事業内容につきましては、今詳細な資料をお持ちしてございませんので、ただそういう施設全般の管理経営に関するノウハウを持っている会社というふうにお聞きしてございます。

それから、2点目のアクセスの関係でございます。実は視聴覚障害者の関係の方々から、そのような情報もございまして、道路でありますとか、入り口でありますとか、信号機でありますとか、そういった詰めをさせていただいております。ただ、非常に駅に近いといったことが最大のメリットでございますので、私どももそういった点に着眼しながら、できるだけ駅に行けばもう使えるのだというような形で信号機も設置する予定でございますし、もう一つはボランティアの関係者の方々からの駐車場の確保についてもありますものですから、そういったことにつきましては一定の数を確保しなければいけないというふうに思っております。

○赤羽保健福祉部長 ただいま指定管理者制度の条例を御審議いただいているわけですが、この視聴覚障害者情報センターにつきましては内部の業務があるわけですが。例えば点字の図書を実際に貸し出したりとか、あるいは音声訳のテープをつくったりとか、あるいは聴覚障害者の方に要約筆記のサービスをするとか、そういった視聴覚障害者情報センターのまさに中核を占める部分につきましては、業務の運営委託という形で県の社会福祉事業団に委託することにしております。それは、現在点字図書館を運営しておりますし、そういったノウハウがある団体が他にないということでございますので、複合施設の建物全体の管理はこの6つの団体にやっていただくということですが、その管理のもとで業務については従来どおりのサービスを維持できるように、社会福祉事業団に委託して業務を行っていかうと考えております。

○高橋比奈子委員 今ので安心したのですが、これまで本当にボランティアで頑張ってきた



ている方々がいらっしゃいますので、そういうところとの連携をしっかりとさせていただきたいということ、それから盛岡駅西口から出た場合にここまで行く視聴覚障害者に対するアクセスが、例えばエレベーターを使うということで非常に悪いのです。この辺もぜひしっかり連携をとっていただきながら、自分たちが1人でも行けるような、そういうアクセスをぜひ早目につくっていただきますよう要望して終わりたいと思います。ありがとうございます。

○工藤大輔委員 まず1点目は、このアイーナの中には免許センター初め、さまざまなものが入っていくわけでしょうが、今回はこの3施設分ということで計上されているのですが、実際に何団体ぐらいが建物に入ってくるのかという、指定管理者といった観点で1点。

それと、先ほど佐々木一榮委員から1つのところからしか応募されなかったということ、部長からもその状況についての御説明があったわけなのですが、一般的には官よりも民とか、そういった団体の方がより一般的には安くできたりというような傾向にあるわけですが、そういった中でも慎重に審査したり、さまざま募集もかけたということなのですが、なかったと。実際なかったというのは、一体要因として何が挙げられるのか、それを示してもらいたいと思います。

また、いわてリハビリテーションセンターにおいては、今後県内のリハビリの中核施設として県下全体に技術等を広く浸透させていかなければならない、そういった要素も持っているわけでございます。ここもかわらず業務委託されていくわけでしょうが、実際にこの予算等の中でそういった取り組みが加速されるのかどうか。安さだけにとらわれてないで、そういった内容がしっかり伴ってくるのかどうか。

それと、いわて子どもの森に関しては、職員等の待遇が悪いというふうな話もございます。そういった中、より専門性を持たせた児童の育成であったり、そういった遊びを含めたさまざまな取り組み等は、研修とかいろんなものが必要になってくるし、そして中身の整備もまだまだ改善も要しながら進めていく必要があると思いますが、そういったものについては今回の指定管理者においてどのような変更がなされ、職員の待遇とか専門知識がふえることによって、それが利用者に還元されるというふうなものにどう影響してくるか、答弁をお願いしたいと思います。

○赤羽保健福祉部長 リハビリテーションセンターと子どもの森の関係につきましては、それぞれ担当課長の方から答弁をさせます。

まず、複合施設アイーナでございますが、アイーナの中には交通免許センターでありますとかパスポートのセンターでありますとか、そういった施設が入るわけですが、保健福祉部関係のものとしたしましては、この視聴覚障害者情報提供施設と高齢者の活動交流施設と、それから子育ての支援のための施設が入ることとなっております。

それから、指定管理者制度のメリットを生かして、民の力をもっと活用できなかったかということでお尋ねがあったのではないかなと思いますが、例えば社会福祉研修所でありま

すと、やはり研修プログラムを組むということについて相当のノウハウが必要だということもあるのではないかなと思っております。それから、ふれあいランド岩手につきましても、やはりあそこのスポーツ施設を運営しながら、実際に障害のある方たちの文化的な支援も行うということで、そういった部分の難しさも実際に感じられたのではないかなと思っております。ふれあいランドにも、民間のいわゆる株式会社も見学にはいらしていただいたのですが、実際中を見て事業の専門性といったような観点から、最終的には応募されなかったのではないかなと思っております。公募をかけて1件しかなかったのは、その2つになると思いますが、そういった事業の専門性といったことが影響しているのではないかなと思っております。

ただ、こうして指定管理者制度というのは始まりましたので、こういった専門性をカバーできる企業なり、あるいは団体なりが他にないとは考えておりませんので、次回の指定管理者制度を行うときにおいても広く公募をして、事前によく事情を説明して、多くの方たちに手を挙げていただけるような状況を次回も整えていかなければならないと思っております。○福島医療国保課総括課長 いわてリハビリテーションセンターのお尋ねでございますが、いわてリハビリテーションセンターは御質問の中にもございましたとおり、リハビリ医療の本県の中核施設でありますとともに、同時に県内にリハビリの知識、技術を普及させるという意味での公益事業を担うという意味で、全体としてその中核施設であると、そういう位置づけでございます。

これをあり方検討会におきまして、県内の医療関係者等も御理解をいただき、その結果として現在の管理委託者であります財団法人いわてリハビリテーションセンターが指定管理者として適当という結論になったものでございます。

なお、御質問にはございませんが、指定期間については全国のリハビリテーション病院等の指定管理状況などを勘案いたしまして5年といたしました。これは、かなり専門性の高い看護師、OTPT、医師、もちろんそうですが、そうした方々が入れかわりなどがありますと育成、養成のためにある程度の時間が必要ということでもございましたので、5年ということになったものでございます。

お尋ねの特に公益事業についてでございますが、県内にあまねくりハビリの知識、技術を普及させる公益事業、これは指定管理によって加速されるのか、そういった予算的な配慮をしているのかというお尋ねでございました。これにつきましては、これまでの財団法人の経営努力も含めまして、それから医療の収支差益が二、三年前までは3億円ほどの赤字になっておりました、これを補てんしてきたわけでございますが、一昨年度、昨年度と、財団法人もかなり経営努力をしていただきまして、これが現在収支差益1億5,000万程度に縮んできております。これを補助してきておるわけでございますが、今後指定管理者となりますと、この債務負担といたしまして1億5,000万をベースにして、現在取りざたされております診療報酬の引き下げなども勘案して、今後5年間の金額を設定したものでございます。したがって、これは全体の事業の中には当然お尋ねの公益事業も含まれておるの上での収支

差益でございますので、引き続き公益事業を頑張ってくださいと、こういう考え方でおります。

○古内児童家庭課総括課長 子どもの森の職員の待遇の関係でございますけれども、現在子どもの森には社会福祉事業団の職員を初め 12 名の職員が配置されてございます。そのほかにも人材派遣会社から利用者の増減に応じて派遣していただくという体制をとっているところでございますが、職員の待遇の改善等につきましては業務の実態をよく見ていただいて、その上で適切な待遇を図っていただくように現在社会福祉事業団の方にお話をさせていただいているところでございます。

また、運営の中身というか、充実の面につきましては、そもそも今回御審議いただいております債務負担行為、3 年間で 5 億 2,500 万円という設定でございますけれども、これは子どもの森につきましては平成 16 年度が初めて 1 年間フルに運営をされたということで、その実績をベースにいたしまして設定したものでございます。したがって、これまで子どもの森で培ってまいりました企画力あるいはプログラムというのが今後においても同様の形で発揮していただくことができるのではないかとこのように考えております。

いずれにしろ、県内で 1 つの大型児童館ということで、県内各地にこの子どもの森が持っております機能をあまねく普及していただくということから、今地域ふれあい事業という事業を展開しておりますけれども、こういった事業を展開しながら、さらに子供たちの支援に努めていきたいと、このように、特にマイナスの影響が出るというふうには考えておらないところでございます。

○高橋障害保健福祉課総括課長 先ほど高橋委員からの御質問の中で、エヌ・ティ・ティファシリティーズはどういう内容の会社かということの御質問がございましたけれども、本社は東京都港区にございまして、従業員数 5,800 名。主な業務内容としましては、建築物全般、あるいは情報通信システム等の設計、施工、それから不動産、建設設備の経営管理活動、それから地域開発、都市開発の企画、コンサルティング等の請け負いも行っているというような内容でございます。

○工藤大輔委員 ありがとうございます。リハビリテーションセンターについてなのですが、各地域さまざまな施設、老人保健施設等の中で特にもリハビリに重きを置いているような施設がとにかくふえてきているかなというふうな思いがし、その取り組みは広がってきているなというふうに思います。ただそれであっても実際はまだまだというふうな状況であり、しかもリハビリテーションセンターの先生方の話では、我々も日々勉強だと。人が違うことによって、すべて対応する時間であったり、やり方が全く違うのだと。あれだけ専門でやっている方々が業務の中で日々感じてやっている。それからすると、それ以外の施設というものの技術であったり能力というのは、本当にまだまだなのだろうなというふうな思いをしているところでございますので、今後私はリハビリテーションセンターの努力によって赤字幅が削減されたというのは評価するものなのですが、しっかりと県下に加速度的にどんどん技術が浸透できる体制をもっととってもらうことを強く要望するものでござ

ざいます。以上を申し上げて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○木戸口英司委員 さかのぼって申しわけないのですが、先ほど佐々木一榮委員の質問に対して部長から答弁がありました。3年間のサービスの状況をまずしっかりと見ていくというお話がありましたが、まさしくそこが大事だろうと思ひます。ちょっとその辺を具体的にお聞きしたいのでありますが、指定管理者制度ということで指定管理者の独自性ということも大事だろうと思ひますし、またその中で指定管理者にしたことでサービスを向上させていくという観点もありますが、その中で県は、どのように指定管理者と向き合つて、どのような管理をしていくか。このことを3年間の中で随時サービスの状況、経営の状況を見て指導というものがあるものなのか。それとも、やはり3年間の1つの指定期間を見て、そしてその後の指定期間を過ぎたところで、このところが次のどのような指定期間にしていくかというところに戻っていくのか。いろいろな管理の仕方もあると思ひます。こういった通所型の施設で、県の中でもいろいろな数値目標を持ちながらそういった管理をしているわけですが、県としてそこまで考えているのかどうか。やはりサービスが、維持だけではない、向上させていくという観点で、これに県がどのようにこの3年間で携わっていく考えなのか、少し具体的な考え方を教えていただきたいと思ひます。

○赤羽保健福祉部長 やはりきちんとした評価の仕組みを入れていくということがこの指定管理者制度の1つの大きな柱になってきますので、毎年の事業計画あるいは事業目標、そしてその結果というのを評価していかなければならないと思ひます。

その評価に当たっては、単なる県の内部の人間による評価だけではなくて、外部の方の御意見も伺うような仕組みになっていくと考えております。3年かかって、やっぱりここがだめだったということではなくて、毎年毎年の評価をしていかなければならないと思っておりますし、そういう制度として私どもは理解をしております。

なお、実際の事業運営者側においても、これまでもそうですが、運営協議会といったものもつくつて、例えば福祉の里センターでも地域の方たちからの御意見も伺つてやっております。そういった運営していただく側がみずから利用者の御意見を伺う、地域の方々の御意見を伺うといった取り組みも非常に大事だと思ひますし、そうしたことも求めていきたいと思ひます。毎年毎年の県によるPDCAの取り組みと同時に、受託して管理者となられている団体自体がそういった観点で仕事をしていただくように私どもとしては指導してまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員長 ほかにございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 では、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 17 号児童養護施設条例等を廃止する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤原保健福祉企画室長 それでは、議案第 17 号児童養護施設条例等を廃止する条例について御説明申し上げます。

議案(その4)の39ページでございますが、便宜お手元に配付しております資料により御説明いたしますので、児童養護施設条例等を廃止する条例案の概要を御覧いただきたいと思っております。

条例案の内容は3点です。1点目は、現在岩手県社会福祉事業団に管理運営委託している入所型社会福祉施設のうち、県立みたけ学園等の障害者関連施設及び児童養護施設和光学園が同事業団に、養護老人ホーム松寿荘が社会福祉法人江刺寿生会にそれぞれ民間移管されることに伴い、当該県立施設の設置条例を廃止しようとするものであります。

2点目は、民間移管及び利用型社会福祉施設等の指定管理者制度の導入に伴い、社会福祉事業団に管理運営委託することを定めている社会福祉施設管理委託条例を廃止しようとするものであります。

3点目は、民間移管する知的障害者更生施設等に係る使用料等の取り扱いを定めている都南の園知的障害者援護施設及び知的障害児施設使用料等条例について、民間移管される施設に係る規定を削除する一部改正を附則により行おうとするものであります。

施行期日は、民間移管及び指定管理者制度の導入に合わせ、平成18年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○飯澤匡委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

○平野ユキ子委員 2点お伺いしたいと思います。

さきの国会で障害者自立支援法が成立したわけですが、これを受けての施行が来年の4月からということですが、県の対応についてお伺いしたいと思います。

一昨日の川村農夫議員からの質問もありまして、一応概要はお伺いしておりますが、県の対応のほかに市町村においての対応の部分まで、委員会ですでお伺いしたいと思います。現場ではやはり戸惑いもございますので、その辺のところもお伺いしてまいりたいと思います。まず、それが1点と。

2点目は、今高齢者、特に認知症のお年寄りをねらいました犯罪が多発しております。悪質訪問販売ですとか、住宅リフォーム等々の全国的な犯罪もございましたけれども、特に本県ではホームヘルパーが高齢者の預金をねらった事件等もございまして、この犯罪が増加していることを受けて、県では動きがあるというふうにお伺いしました。それにつきましてお伺いしたいと思います。

○高橋障害保健福祉課総括課長 障害者自立支援法の施行に向けましては、事業所に対しましてはもちろんのことでございますが、特に利用される方々に対しまして周知し、正しく情報を伝えていくということが極めて重要であるというふうと考えてございます。

特に今般の利用者の多くの方々は書面等々によって情報を十分理解することが、必ずしもできる方々ではないものですから、そういったことへの配慮、工夫をしながら、市町村等々の協力を得ながら実施してまいりたいと思います。

一応これまでの対応といたしましては、国等が開催しております全国課長会議の内容を踏まえまして、その都度市町村あるいは振興局、児童相談所との会議を開催してきてございますし、振興局単位でも説明してございます。ただ、個別には福祉作業所等の関係団体、関係する施設等からの要請も踏まえまして、情報提供あるいは説明に努めてきているところでございます。1月から3月にかけて、もう時間もわずかでございますが、ありとあらゆるマスコミあるいは広報媒体等を活用しながら、工夫を凝らした周知を図ってまいりたい。特にわかりやすい資料の作成、あるいはルビを振る、あるいは絵を入れるとか、そういうふうな工夫をしながら周知に努めてまいりたいというふう考えているところでございます。

○小田島長寿社会課総括課長 盛岡市における元ヘルパーによります多額詐欺容疑事件を受けた県の対応ということでございますが、2点対応を検討しております。

まず1つは、容疑者が元ヘルパーだったという、そういうことに着目をいたしまして、各事業所に指導の通知を出しております。ホームヘルパー等の研修の徹底、あるいは認知症高齢者への処遇の適正化等々についての指導等の徹底をいたしております。

それから、2点目なのですが、被害者が認知症高齢者であるということございまして、これについての対応でございます。10月25日に認知症高齢者の権利擁護ネットワーク会議というものを設置をいたしまして、第1回の会議を開いております。これは、その後2回目も開きましたが、3回開催をすることにいたしております。

内容といたしましては、まず関係機関は県民生活センター、盛岡市の消費者総合相談センター、弁護士会等 10 機関が入っています。1 回目は、それぞれ行っている例えば権利擁護の施策ですとか、あるいは制度ですとか、そういう状況についての情報交換を行っております。2 回目にその問題点等を踏まえて、どんな形でその対策を講じていくかということを議論いたしまして、年内 3 回目なのですが、12 月の末に県としての取り組みの指針をまとめたいというふうに考えております。現在は、そういうことで作業を進めているところでございます。

○平野ユキ子委員 ありがとうございます。前にお年寄りのための擁護事業として、地域福祉権利擁護事業というものがございましたけれども、それは判断力のないお年寄りには対象外ということでしたので、今度の取り組みは非常に意義があるのではないかなと感じているところです。今後ますます高齢化社会を迎える実情の中で求められる取り組みとしますので、よろしくお願ひしたいと思います。御所見がございましたらお伺ひします。

それと、障害者自立支援法についてなのですが、県の対応としては市町村に指導するというところで今のような状況なのでしょうけれども、現場としてはやはり戸惑いといいますか、一体どうなるのだという不安がありまして、弱者切り捨てではないかといったような声も聞かれております。一昨日の御答弁の中で障害者が必要とするサービスを円滑に利用しながら、地域の中で安心して生活できるよう、市町村とも連携しながら取り組みを進めてまいりたいというような御答弁ございましたけれども、この市町村との連携という部分で、もうちょっと詳しくお話をお伺ひできないでしょうか。

○赤羽保健福祉部長 ただいま認知症の高齢者の方の権利の擁護といったことについてお話があったわけですが、これについては国の制度としての成年後見制度を本県の中でどうやって進めていくかといったような課題が一番大きいのではないかなと思っております。

その中で、岩手県の中ではなかなか進んでいないというようなことも考えて、どういった形でいけばいいのか、もう少し市町村の中でも情報交換しながら、この制度の利用を進めていく方策等についても考えていきたいと思っております。

ネックとなるのは、やはりそういう診断にかかるお金の問題でありますとか、それから実際に成年後見制度が適用された場合の支援のための費用でありますとか、實際上費用面が非常に大きな課題になってきております。

現下の財政状況のもとで、個別的な給付というのはなかなか困難になってきている中で、そういった難しさは大変大きいのではないかなと思っております。弁護士等にお願ひすると、月に数万円かかるといったような状況もあるようでございます。そういった状況も踏まえながら、いろいろと県としても工夫できる部分がないのか、関係者とも十分に協議をしてみたいと思っております。このことについては、成年後見制度ができてからずっと同じ課題を引きずっているわけでございます。そうした中で、こういった問題が起こったということを改めて深く受けとめていきたいなと思っております。

障害者自立支援法の関係でございますけれども、実はこれは市町村におかれても、それか

ら利用者におかれても不安に感じていらっしゃるというのは、これはごもっともだなと思っております。と申しますのは、法律が出ただけなのです。政省令がまだ出ていないのでございます。あとは障害区分認定のような仕組みが出てくるわけですが、それがどう運用されるかといったこともまだ明確になっていないところがありまして、今月の26日に再度国の方から会議の招集がありますので、そういった段階で示されるのではないかなと考えているところでございます。

先ほど高橋障害保健福祉課長の方から、来年の1月から3月まで頑張りますというようなお話をしたのですが、そういった意味もあったわけでございます。私どもとしては、やはり市町村にきちんと対応していただくということがすごく大事だなと思っております。いわゆるT o D oリスト、何をいつまでにしなければならぬかといったことをきちんとお示しして、チェック表のような形で政省令を少しわかりやすくしていった、市町村の担当の方たちが、いつまでにこれをやらなければならないのだということがわかるような形で、県とすればお示しをして、御支援をしたいなと思っております。

そういったことで、市町村の職員の方が仕事がしやすくなれば、利用者の方々に対する説明なども市町村としてもうまくやっていけるのではないかなと思っております。いつまでに何をしなければならぬかということをお話に来た方にもきちんと御説明できるのではないかなと思っております。そうした事務的なことを少し洗練した形で市町村を支援していかないと、それはもう大変なことになる可能性もあるなと思っております。

あとは、これは障害保健福祉課が結構地域を歩いておりまして、先ほども課長からお話申し上げましたとおり、関係者等々も県内を2巡、3巡して歩いております。これからも関係団体の方たちとも意見交換をしながら、どういった点が心配なのか、どういった点がよくわからないのかということをお伺いしながら、一定の方から伺ったことをその方たちだけに返すのではなくて、いわゆるその方たちからお伺いしたことがサンプルなのだという意識を持ちながら、それを基にしてほかの声を上げていない方にもどうやってお知らせしていくかということをお考えながら仕事を進めていきたいなと思っております。

○平野ユキ子委員 ありがとうございます。障害者自立支援法につきましては、全くそのとおりだと思うのです。成立も急だったというか、今期成立しないだろうと思われていたものが成立してしまったこともありますし、中身もよくわからないと。今部長から、歩いて説明して回っていますということでしたけれども、その施設の入所者からはそういう話も聞いております。確かに施設の中でいろいろ障害者自立支援法について説明を受けたけれども、よくわからなかったと。では、実際どういうふうになるのかなという中身がよくわからなくて不安があって、自立せよということだから3年たったら施設を出なければいけないのかといったような中身も感じられて、結局は弱者切り捨てではないのかと。自立できない者を無理やり自立させられるのかといったような声もありまして、そういうことで非常に不安があります。

ただ、今おっしゃられたように中身そのものがよくわかっていないと、そして1月から3



月という本当に短い期間の中で何とかしなければならぬという状況で、本当に現場の執行部の方々も大変だと思いますけれども、そういった声もありますので、これはもう払拭するような形でぜひ頑張ってくださいと思います。

高齢者につきまして、認知症のお年寄りの方ですけれども、これもまたこれからの問題ではありますけれども、今費用の面が一番のネックだとおっしゃいましたけれども、これは多分人材育成といった面も含まれているかと思えます。その前の地域福祉権利擁護事業のときも人手不足という声が聞かれていまして、盛岡市の場合ですと今2名しかいなくて、非常に要望があるのに数が少ないということで、これもこれからの課題であろうかと思えます。これからのことも備えまして、ぜひ状況に合った対応を頑張ってくださいをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○木戸口英司委員 質問ではないのですが、ぜひ我々も障害者自立支援法について大変関心を持っておりまして、26日のその資料が出てきたところで、ぜひ我々委員にも資料提供できるものがあれば、我々も市町村、またそういう団体に対していろいろ運動をしてみたいという気持ちもあるものですから。しかも、これからのスケジュールには我々も心配しているところがありまして、協力をするという立場で資料提供をお願いできればと思っております。委員長、よろしくお願いします。

○飯澤匡委員長 部長、よろしいですか。では、よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 ほかになければ、本日の委員会の冒頭で決定したとおり、決議案の文案を検討したいと思いますので、医療局関係の職員を入室させます。

それでは、これより文案の検討を行います。私の方で素案を用意しておりますので、配付いたしたいと思います。

[素案を配布]

○飯澤匡委員長 ただいまお手元に配付いたしました決議案を御覧いただきたいと思えます。これについて御意見はありませんか。

○藤原泰次郎委員 きょうのこの委員会の冒頭で、ちょっと場違いのような感じもなくはなかった発言でございました。と申しますのは、実はきょう福祉関係の部長もおいででございまして、非常にこの辺はありがたいと思って感謝しているところでございます。と申しますのは、決議の案文の中で、後段から2行目にありますが、「更には介護施設などとの連携を十分に」というような文案もあって非常にいい案文だなと思っております。

実は冒頭申し上げました県立病院のかかわりの中で、佐々木一榮委員のお話の中にもございましたが、やはり診療所化されたとしましてもがんじがらめの19床ですか、打ち切りというか、それ以上は入院はだめだよというふうな意味の話もあって、それについてはある程度考えてみたいようなニュアンスの当局のお話もあったわけでございまして、それを大いに私は期待しておるわけでございます。

と申しますのは、やはり最近の医療事故は若干たらい回しもあると、さまざまな報道等もなされておりまして、医師は一生懸命努力する中にもかかわらず、そういう報道的な問題もあって、事故があったということも間々見受けられる昨今でございます。それだけに特に県立紫波病院の場合は、そうしたかかわりの中で、今までそれぞれの病室もあるわけでございます。恐らくはその関連もなかなか大変だろうと思いますが、万が一そうした場合に病院と、さらにそこには特別養護老人ホーム等その他の施設もあり、保健福祉部にかかわる施設があるわけで、そういったようなものについては十分連携を、2つの部の医療局と保健福祉部とのかかわりの中で、介護施設との十分な連携をとって、どちらも相乗効果がでるような仕組みを考えていただきたいというふうに思うわけでございます。

地元では、やはり何千人という診療所化に対する反対の陳情もあったわけでございます。この辺は非常に頭の痛いところでございますけれども、決まったことは決まったことになるわけでございます。その辺の連携の関係について、ちょっと御所見があればその辺をお伺いしたいと思います。ひとつこれにかかわるところの決議の内容についても、詰め中にも当局のお考えがないか、あればちょっとお伺いしたいと思います。

○赤羽保健福祉部長 今御指摘いただきました医療と介護の連携といったようなことについて、今回の大綱の中でも1つの大きなテーマになっているのではないかなと思います。介護、健康づくり、あるいは生活習慣病予防、適正な医療の給付、あとは必要になった段階で介護、介護の前段階で介護予防という考え方、そういった全体を通した理念はあるのではないかなと思っております。個別にはいろいろこれから検討、議論しなければならないところがあると思っておりますが、そうした中で特に医療と介護の連携をどうするかというのは、私どもも医療局とも内々いろいろお話ししているところでございます。

そうした中で、介護施設についてはいわゆる参酌基準というのがございます。整備量について、たしか省令か告示だったと思いますが、そういった中で定められているということもございまして、一定の上限の設定もあるわけです。そういったことも考えながら、どういった施設をつくっていくことが最大の効果を生むかといったことも含めて、市町村ともよく話し合いをしていきたいなと思っております。

○藤原泰次郎委員 そういうようなことで、ひとつ対応についてはお願い申し上げたいと思います。もちろんこれは私らが決める決議でございますので、当局にとにかくということではないわけですが、ただやはりそうした中で私らも非常に不安な面もあるわけございまして、局長にもひとついろいろとこういう関係につきましても、地元でもなお根強く反対の運動があるわけございまして、いろいろと私らも苦慮している面もあるわけでございます。そうした面では、ひとつ医療局の立場としても、このかかわりについての何か御所見があればお伺いしたいと思います。

○法貴医療局長 今赤羽保健福祉部長からお話がありましたけれども、これからの地域医療だけにかかわらず、その地域ではやっぱり回復期、急性期という、そういうサイクルの中で医療と福祉というのは大きくかかわってくるものだというふうに理解しております。そ

ういう地域の中でどういう医療福祉を完結していけばいいかということについて、保健福祉部と連携をとりながら、いい案が出ていけばいいなと思っています。

○藤原泰次郎委員 1つ落としたことがございますが、ただこの関係につきましては、地元の町に対してもある程度のそうした案ができたならば、やはり説明していただく機会をとってもらえば非常にありがたいと思うのですが。と申しますのは、やはりいろいろ地元の町長も苦勞しておる部分でございます。それだけに、どうなるかということは非常に興味も深いわけでございますので、ひとつ部長、局長にはその辺をよろしくお願い申し上げて、私の発言を終わります。

○高橋比奈子委員 ぜひ当局の方にも御指導いただきたいと思うのですが、今のお話でも医療と福祉との連携という言葉がありまして、これは地域医療の確保を求める決議なのですが、真ん中より下にも福祉とのネットワークの形成にも取り組んでいきたいという言葉があるのですが、後ろから3行目の「地域における医療機関相互、更には介護施設などとの連携」という介護は福祉施設になるので、ここの部分に「地域における医療機関相互、更には介護施設などの福祉との連携も十分に図りながら」という、「福祉」という言葉がここにも入った方がいいのではないかと。私は、あくまでも介護は福祉なので、両方との連携ということも、今のように強調していかれてはどうかというふうに思うのですが、どうでしょう。上に入っているからいいかなとも思うのですけれども、妥協できるなとも思いながら、介護施設と出ると・・・。

○飯澤匡委員長 文案の検討ですから。ただいまの御意見について、何か当局側から。

○赤羽保健福祉部長 厳密に申し上げますと、介護は福祉だという考え方は随分変わってきているのではないかなと思っております。介護のサービス自体がリハビリテーションのサービスも含まれてきたりしまして、かつては福祉の世界だったわけですが、介護保険が入ってきてから福祉系のサービスと医療系のサービスをミックスして使っていこうというふうな形になってきました。いわゆる医療と福祉にまたがったような分野で、恐らくは介護保険制度がもっと進んでいくと介護という学際的と言うとあれですけれども、何かもっと別な領域ができてくる可能性があるのではないかなと思っております。

そういう意味で、介護は福祉という考え方はだんだんと薄くなって行って、もっと医療との、まさに医療と福祉が連携した分野として介護という分野ができてくるような感覚で見させていただいております。

○高橋比奈子委員 では、要らないですか、「などの福祉」という言葉はなくてもいいと。

○赤羽保健福祉部長 その辺は・・・。

○佐々木一榮委員 参考までにお尋ねしたいと思いますが、現在市町村合併が全国で進んでいるわけですが、例えば国の方で保健医療圏の見直しといいますか、検討みたいなものは現在行われているのでしょうか。といいますのは、法貴局長の方からも保健福祉部との連携という話がありましたが、今回総合政策室の方で振興局の再編が議論されていると思います。そのときに将来的にはこれを当然見据えなくてはいけないと思いますが、県南広域振興

圏で振興局の福祉であろうが医療分野も考えなくてはいけないと思いますけれども、医療局とのかかわりをどう持っていかれるか。例に挙げますと私と、委員長もですが、新一関市、藤沢町や平泉町も入れますと、県立病院は5病院あります。現在そういう状況下にある中で、両磐保健医療圏ということでもありますけれども、その中で今度の振興局がそういう形になってきた場合に、保健福祉部門と医療関係の連携といった場合、こういう決議を上げるわけですが、どのような形で進んでいくかという方向性が見えない部分があって、これについてはぜひ赤羽部長にお尋ねしたいなというように思っております。理想論といたしますか、こういう方向にいくべきではないかなというお考えがあれば、お伺いしたいと思います。これは、医師確保の観点からも、そういうことも関連してまいりますので、例えば県南の場合には当然ながら仙台に近いわけでありますから、東北大学の先生云々ということもありますし、そういった意味でのお尋ねをしたいと思います。

それから、法貴医療局長にもお尋ねしたいと思います。当然ながら医療といたら医師確保だと思っております。最近見ていると、県立病院の先生が独立して開業されているケース、地域が多いですね。私の地元でも大体県立病院の先生が独立されて開業医になられていますので、逆に言うとそういう先生のところには患者さんが流れているような現状もあります。それで、現在県立病院を退職した先生の進路といたしますか、どういう方々がいて、そういう状況が多いのか。それから、とどまっていたり手段、こういったものがどのように行われているかお伺いしたいと思います。

○赤羽保健福祉部長 医療計画のもとで今9つの医療圏にしているわけですし、その医療圏ごとに医療局とも連携して地域中核病院を置いているわけなのですが、實際上その医療計画の方で、言い過ぎかもしれませんが、実質的な機能は、一番大きな機能はやっぱり病床規制の部分があるのではないかなと思います。

そうしたことをどうしていくかという問題が1つあると思いますが、今回のこの大綱の中で言われているのは、医療計画でこれまでの病床規制の考え方とは別に、脳卒中なりがんなり小児医療など、疾病別あるいは受療別の医療体系を別途考えるといったような言い方も出てきているわけです。恐らく国の方で近々こういった医療計画についてのガイドラインも出してくるのではないかなと思っております。そうした中で、少し検討していかなければならないと思っております。当面、現在改正を進めている医療計画では、今年の6月に行いました患者の受療動向調査を行った結果、大体今の医療圏の形で動いているといったような状況になっております。もう一つ考えると、医療圏をそうしているから患者もそう動いているのではないかということもあるわけです。先ほど申しましたように、脳卒中の医療のネットワークをどう組むかによって、また患者さんの動き方は変わってくるかもしれないと思っております。どういう機能連携を組めば一番いいのかといったことも考えていかなければならないと思っております。とりあえずは現在の9つの医療圏を維持して今検討を進めておまして、2月議会には改定の方向について議会の方にお示しをしたいなと思っております。そして、6月議会にまた御相談をさせていただきたいなと思っております。

1つだけ医療圏についての大きな変更点は、遠野市については地元の御要望も高いですし、先ほど申しました受療行動を見ましても、盛岡なり、あるいは花巻地区に行かれています方が多いということもありまして、そこだけは広域生活圏の区域に合わせて見直しをさせていただこうかなと思っております。

そういった形で、当面医療計画の改定をさせていただいて、先ほど申しあげましたように国から恐らくガイドラインが示されてくると思いますので、そのガイドラインに従って6月に改正するわけですが、18年度、19年度で見直しをして、新しい医療計画に20年度から移行していく必要があるのではないかというふうにも見込んでおります。国の考え方なども把握しながら、そういった対応も必要になってくると考えております。

○法貴医療局長 県立病院退職後の医師の動向というのはさまざまなのですが、例えば開業する者、医局に戻る者、それから大学院に行く者というふうにもさまざまあります。全国的な傾向として、勤務医が7時半から夜中の10時半まで稼ぐとか、勤務条件というか、自分の家庭を持ったお医者さんにとって非常に過酷だというふうな話が出てきまして、全国的に開業の傾向がうんと強まっていることは事実です。

ですから、その方たちのお話を聞くと、金銭的なものもありますけれども、やはり家庭を持った場合に土日がないのだよとか、いろんなさまざまな話があるということですので、どうしてもやっぱり勤務医をふやしていく、量があって交代制みたいなものがあれば一番いいということなので、やっぱり医師確保というのは、量の確保もままならないのですけれども、頑張らなければならないということです。

それで、臨床研修制度が変わって医師の流動化が進んでいますので、そういう制度変わりのところで、どういうふうにして勤務条件を確保してやればいいのかということは今模索中です。そういうことを例えば後期研修でいいプログラムを提供するとか、そして医師を少しでも数多くふやすと勤務条件が少し緩くなってくると、そういうふうな手だてを少しずつやりながら、あるいは場合によっては開業医と勤務医の賃金差もあるようですので、そういうところも少し研究していかなければいけないかなと。ただ、今回の医療法の医療大綱が出て、診療報酬全体の体系が診療所と病院とでそういう振り分けがどうなってくるかということもありますので、そういう制度変わりのところを少し研究しながら、勤務医の確保に努めてまいりたいなというように考えております。

○佐々木一榮委員 最後に、振興局の再編にかかわってのことなのですが、私は前にも分社という話をしましたが、分社ではなくて、今回の再編に伴って県南、花巻から遠野、今遠野のお話も赤羽部長からありましたが、一関までの広域振興圏にある県立病院を1つのブロックにして、各地域ごとに運営協議会はされていますが、それぞれの病院の経営目標があるわけですね。それを合体させて広域振興圏の中での経営を考える。県南振興圏でもうける体制をつくって、それを県北の病院、沿岸の病院に還付できるというか、応援できるような、そういうようなことを公営企業ですからやってもいいのかなというように思いがあるので、そういった意味でこういう決議をするわけですが、その圏域に合った県立病院のあり方

という意味で、あるいは4つに分かれた再編の中で、医療局としてもそういうふうに分けるという意味ではありませんよ、いろんな資料をつくったり出したりなんかするときも、そういうような形で検討されてはいかがかなというように思いますが、いかがでしょうか。

○法貴医療局長 これは、医療計画と大きくかかわってくると思います。先ほど保健福祉部長が当面遠野を再編して9つの圏域を維持する、それから将来特定疾病ごとにどういうネットワークを組むかというふうな話が出てきていますので、そういう圏域論というものが1つ出てきて、その中でどういう病院経営をしていくかということは、やっぱり全体の中で、我々県立病院だけでなく地域で開業なされた診療所との関係プレーもありますので、そこら辺を少し見きわめないと、今どういう圏域でどういうふうにしていくかというのはなかなか難しいかなと思っています。

それから、前回の佐々木委員のお話にもお答えしましたけれども、医師が今のような状態で分社化していてもスケールメリットを生かしていけないのだなということが1つあります。例えば今中央病院から山田病院に応援をかけたりにしているのですけれども、では沿岸地域で、圏域だけで医師が全部確保し切れるかというふうな問題もあります。やはり安定的に医師が確保されて、安定的に県民医療をどういう形で提供できるかというのを見きわめた時点で、あるいはもう少し完結性を高めるために、そこにエンパワーメントして医療局を圏域ごとの経営をしていけばということになると思いますけれども、今のところもう少し勤務医をふやしてやらないとなかなか難しいかなというふうに思っています。

○木戸口英司委員 この発議を出すに至った経過は、これまでの委員会の審議でもあったわけではありますが、問題意識を我々も持ち、執行部の方とも共有していくことだろうと思います。

それで、赤羽部長からも法貴局長からも、いろんな場面で連携の姿がこれからの危機的な状況を乗り越え、また地域の医療を守り、安心を与えていく大事な点だということの話を随分いろんなところで聞いておりますし、全くそのとおりで思っております。病病連携というのが今度の県立病院の改革の姿だろうと思っておりますし、病診連携、これは県立病院の院長先生何人からかお話をお聞きしましたが、一生懸命やられていると。ただ、院長先生の肩にかかり過ぎなのかなと、やはりどのように組織的に体系的にこれをつくっていくかと、まさにこれにかかってくるだろうと思っておりますし、福祉との連携はまだこれからのことと。また、市町村との地域との連携ということも随時やられているのだろうと思っておりますが、体系的に言えば私はまだこれからなのかなと。そういう意味では、意識づけをやっぱり高く持たせていくということなのだろうと思っております。

それで、医療計画の見直しがかかっているということで、そういった観点で今医療圏の問題が出てきましたけれども、そういった観点がどのように医療計画の見直しの中で検討されているのか。今の現状の問題点と合わせて、これは部長と局長の方からお聞きしたいと思うのですが、それともちろん6月にまずこれが決定されると。ただ、もう4月1日からは、これからかかる問題ですけれども、県立病院の改革、診療所化ということの方向だとすれば、

やはり早急にそういう体制づくりを今から取り組んでいかなければならない。もう既に取り組んでいる部分はあると思うのですが、そういった中で具体的に今どういう問題意識を持たれているかということ、そのことをまずお聞きしてみたいと思います。

○赤羽保健福祉部長 今の医療計画の見直しにつきましては、実はこれまでの計画の期間が切れるということが一番大きな見直しのポイントであります。こういった新しい大綱が出されてきて、これから国の方から新たな視点が出てくるということになりますので、今回はある程度定められたことについて淡々と改定の作業をしたという形で、先ほど申し上げた遠野の部分があるわけですが、そうした形でやっていくと。その過程で、先ほど市町村のお話もありましたけれども、関係者の方から大綱をにらんだいろんな御意見をお伺いできればなというふうに思っております。

地域医療をどうするか、地域の中での連携をどうするかといったことが、恐らくはメインテーマになってくると思いますし、それが医療のサービスだけではなくて、介護のサービスまで含めた形でどう見ていくかといったことも、恐らく皆さんから議論のポイントとして出されてくると思いますし、私たちもそういったところに力を入れてやっていけたらなと思っております。

○法貴医療局長 県立病院は、かなり病床数も多いですし、県内の地域医療を提供するという基幹部分をなしておりますので、いずれその医療計画、保健福祉部と十分連携をとっていくということが一番大事なのだと思うのです。いずれ地域で、我々県立病院が基幹部分をなすのだけれども、それ以外に例えば民間の診療所も結構あるわけですので、そういうところと機能の分化とか純化という面で、県立病院がどうあって、どう機能すべきかというのは、やはりそういう議論を進めながら、患者さんの受療動向なんかも十分見ながら、こういうふうなネットワークの中でどういう役割を果たしていくかということがこれから一番留意していかなければいけないなというふうに考えています。

○木戸口英司委員 全くそのとおりだと思います。いずれ今の地域医療は我々にとって大変な問題ですね、医師不足の問題もあわせて。そういう中で、ずっと委員会の中でも、また議会の中でも検討されているわけで、その中で市町村もいろいろな不安を抱えているし、患者さん、地域の方々もそのとおりでありますし、またもう一方、県立病院の中の話も、この間もシンポジウムがあったわけですが、先生方もそういう少ない体制の中で、患者さんがもうあふれるようになって、なかなかさばき切れないと。ですから、患者さんたちにもそういった連携の中で機能分担の意識をしっかりと持ってもらうなくてはいけないということだったわけです。ですから、これをどうつくり、そしてそれをメッセージとして出していくかということ、しかもこの医療計画をつくっていく部分はもちろん保健福祉部、医療局ということの連携の中でということだと思うのですが、今後やっぱり地域と一緒に考えていく、また県の中でもそうだとすれば、今いろんな、何点かですけれども、部局横断的なそういう検討組織としてクロスファンクショナルチームなんていうのが出てきているわけですね。例えば私はそのぐらいのものをつくって取り組むべき問題ではないかと。例えば地域振興部、ま

たほかの部でも係るものがあれば呼びかけをして、そしてこの地域の医療を守るための連携軸をどうつくっていくかということを県庁内で検討していくと。やっぱりこういう姿が私は必要なのではないかと思うのですが、これは今どうということにはならないと思うのですが、そのぐらいの意識を持つべきだということで、御所見があればお聞きしたいと思いません。

もう一つ、県立病院のこの組織の中で、先ほど言いましたとおり、どうしても一生懸命院長先生がやられているところについては、また医師会の方の意識があるところはどうも病診連携という部分であれば進んでいるようなのですが、それにしても院長先生の肩にかかり過ぎているという印象があります。地域連携室というのが大きい病院についてはあるようですが、その仕事というか役割というのがまだ余り明確ではない部分もあるし、やはりこういったところをもっと充実させて、大きい病院だけではなくて診療所についても、これは今のリストラ方向と逆行するのかもしれませんが、これから今の厳しい状況を切り抜けていくということを考えれば、やはりこういった連携室のようなものを強化させて、専門の職員を置いてやっていくということも組織の中で大事なのではないかと思うのですが、この点御所見があればお聞きしたいと思いません。

○赤羽保健福祉部長 連携して課題に対応すべきだというのは全くそのとおりだと考えておきまして、17年度になってから総合政策室と地域振興部と当部と医療局の室長クラスから成る会議を置いて、3回ほど地域医療の今後のあり方について検討しています。ただ、その3回の会議をやる前の段階では、担当課長クラスで頻繁に打ち合わせをしております。今後も当部と医療局だけに限定しないで、総合政策室あるいは地域振興部とも連携しながら、そうした取り組みをしていきたいなと思っております。我々は通称ミニ政策会議と呼んでおり、内部的な名前でございますけれども、そうした形で庁内で広く議論をしながら、地域医療のあり方について十分連携して検討していきたいなと思っております。

○法貴医療局長 前の医療計画なんかをつくるときの医療局というのは、重要部分を担ってはいたのですが、なかなか参加しないとか、していなかったのですが、今赤羽保健福祉部長が言うように、患者を運ぶネットワークというのがまずかかってくるので、地域振興部なんかとのネットワークもしていかなければならないなという感じでミニ政策会議に、前任地でありますので、ぜひ入ってくれということで入れてもらって、そこら辺は話し合っていきたいなと思ってます。先ほどの地域連携室ですが、患者さんが退院するときに福祉施設に送り込むというのは、なかなか探して歩くということが大変なので、そういう専門の担当者みたいなのをやはり置いていくべきなのかなということで、今来年度の新規組織に向けて、室になるのか担当者になるのかよくわからないのですが、そういうセンター組織もあるいは設けていかなければいけないかなというふうに考えています。

○木戸口英司委員 ぜひミニではなくて、岩手の地域医療をこう守っていくのだという強い柱を県民に示していくということだと思しますので、その中でそういう組織を前面に出して



こうやっているよと。検討して、もちろんその結果を早く出さなくてはならないわけですが、それだけでも相当、先ほど紫波の町長さんも苦労されているということでしたので、いろんな後ろ盾というか力強さを与えてくれるものだと思います。3回というのはちょっと少ないのではないかと思いますので、ぜひこれから格上げをしてでも私はやっていくべきだろうと思います。これはここでとめておきます。以上です。

○飯澤匡委員長 ほかにありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○飯澤匡委員長 ほかになければ、これをもって意見交換を終結いたします。

先ほど高橋比奈子委員から、介護施設などの福祉との連携という・・・。

○高橋比奈子委員 部長がいいとおっしゃったからこのままということで。

○飯澤匡委員長 はい、わかりました。

では、お諮りいたします。決議案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

○飯澤匡委員長 御異議なしと認めます。よって、決議案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

保健福祉部の皆様は退席されて結構です。御苦労様でした。

次に、医療局関係の議案の審査を行います。議案第33号県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○岩淵医療局次長兼病院改革室長 県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案（その4）の127ページをお開き願います。議案第33号県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例ですが、これは県立病院改革の一環として、岩手県立紫波病院を岩手県立中央病院の附属診療所と、岩手県立花泉病院を岩手県立磐井病院の附属診療所とするとともに、あわせて所要の整備をしようとするものでございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○飯澤匡委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○工藤大輔委員 議案書の中に真滝診療所というのがあって、なかなか聞きなれないなと思ったわけなのですが、その体制について、また現在の状況ですか、どのような形でやっているのかについてということと、もう一点、今回紫波と花泉の病院が附属診療所ということで診療センターという名前に変わるということなのですが、診療所と診療センターはどのような違いがあつての名前なのか、よろしく願います。

○八木経営改革監 先に診療センターの名称についてお答え申し上げますが、特に診療所と診療センターは名称の違いだけでございまして、機能そのものは診療所という形になります。県立病院自体の例えば先ほど申しましたように真滝診療所とか、それから沼宮内では南山形診療所とか、5カ所程度無床の診療所を有してございまして、軽米だと小軽米診療所とな

っております。大体週1回そういう出張診療で運営している診療所であります。今回紫波、花泉は有床の診療所ということで、常勤の職員をきちっと配置をして年間を通して運営をするということで、そういう意味で名称も若干無床診療所との違いをつけたいなということでございます。

それから、もう一点は、現在中央病院に診療センターという言葉がありまして、例えば消化器センター、循環器センターという名称で運営していますし、たまたま紫波地域に同じ、漢字は違いますけれども、志和診療所という開業医さんが既にあるということで、そういう名称の紛らわしさもあるということでございます。病院等ともいろいろと協議をして紫波地域の診療センター、センター的と言えは有床診療所で一応診療機能は今までどおり行うという意味では、無床とは大きな違いがあるという意味で、こういう名称を考えたということでございます。

それから、前段の真滝診療所でございますけれども、これはいわゆる附属診療所でございます。毎週1回診療してございます。診療実日数は大体年間で50日ぐらいです。それから、延べ患者数も年間を通して約900人程度というところでございまして、そう多くない。外来だけです、外来の患者さんを診療しております。

○工藤大輔委員 わかりました。

○佐々木一榮委員 真滝診療所に関連しますが、残していただくことは私はありがたいのですが、今回の磐井南光病院の予定地は、真滝診療所に近くなりますよね。今までは磐井川を渡って西側に磐井病院があったのですが、今度は真滝診療所とずっと近くなるのですが、真滝診療所はずっと残しておいていただけるという認識でよろしいでしょうか。

○岩淵医療局次長兼病院改革室長 真滝診療所につきましては、先ほど申し上げたように週1回程度の診療ということで、花泉地域診療センターができますと診療応援もある程度の充実はしなければいけない、それから地域的にも真滝地域の近くに新磐井病院ができますので、今のところはそれを至急検討いたしまして医師の体制を見ながら、その辺のところをどうするか、今検討中でございます。

○藤原泰次郎委員 この県立病院再編については、今までの説明の中でもありましたが、実態もちょっとすっきりしない。よく現場に行きますというと、当局の御説明どおりベッドがあいているということは、紛れもない現実なわけでございます。

ただ、その中でいつも議論になりますのは、立場上からもつらいかもしれませんが、いられないからあいているのだという言い方、それからこちらからすると入らないからあいているので、それで縮小するのだというような、そういうことでなかなか意見が、もちろん経営者側と患者側から見た場合では、立場が相反するわけではありますが。その辺がどうも、ベッドがあいていることは現実にあるわけですが、いられないという、入りにくいという言い方、こちらから言わせると入らないから採算も思わしくないというようなことから、今度の診療所化というふうなことだったけれども、その辺をどのように理解をすればいいか。どうもまだ、今までの長い間の審議なり、いろいろな病院改革についての説明があったわけで

ございますが、その辺すきっとしない部分があるので、入れないところ、入れないところ、なんというかその辺を局長はどのように御理解されているか、御指導いただきたいと思っております。

○法貴医療局長　こういう言葉が正しい使い方かどうかわかりませんが、福祉的というか、医療が固定的になって、もう福祉施設に回してもいいような、社会的入院と言った方がいいのかな、そういう言葉がよく出てきますけれども、そういう方たちが福祉施設に行けないという場合もあると思います。それから入りたくても入れないということでなくて、医師の体制の関係から、例えばそういう疾病ごとにその体制が整っていないためにほかの病院に行くということもあると思います。ですから、すべてフルスペックで県立病院全体を見て、全部の病院にすべての診療科を置けば一番いいのだと思うのですが、そういうことはほとんど不可能に近いことですので、やはり患者様の疾病の状況に応じて、それなりの診療科を持ったところに患者さんを選択させて受け入れるというふうな状況ですので、今の紫波病院の状況ではそういう全体すべての診療科を、すべての医者をそろえるという状況がないために、患者さんを受け入れられないところもあるのかなというふうに思っています。

ただ、いずれにしてもどういうふうにしていけばいいかということですが、やっぱりフルスペックでもって、きちんとした体制を組めるところ、それから早く病名をしっかりとわかって、そこでスクリーニングできるところという、そういうふうな機能分化をきちんとしていった方が、早く病名を見つけて早く治して早く在宅に持っていけるというふうなサイクルが生まれてくるのではないかなと、こういうふうに考えています。今回の医療制度改革についても、在院日数をかなり短くしろ、短くしろという圧力がかかってくるということは、在宅に行くか、福祉施設に行くか、それから慢性期の病院に行くかという、こういう選択肢がこれから必ず地域の中で出てくるわけですので、そういう機能分担を早く皆さんにお見せして、そういう患者の流れを早くつくっていくことだというふうに考えています。

○木戸口英司委員　それで、この条例が通ってから4月1日に診療センターが新たにオープンするというのでとらえればそうだと思うのですが、これからどのような施設的な、また人的な準備といたしますか、スケジュールはどういうふうになるのでしょうか。何もなければそのとおりだと思うのですが、どういう準備がこれから進んでいくのでしょうか、教えてください。

○八木経営改革監　人的体制、それから統合に関しましては、前回も御説明していますけれども、それを受けまして今人事のちょうど異動時期といたしますか、ヒアリングの時期でございます。特に医師の体制を早く固めなければならないということで、今関係大学、それから当然中央病院、あるいは県ともいろいろと協議を始めているところでございますし、あとその他の職員体制についてもそれなりに詰めております。

それから、さらに若干診療所がありますから、スペースが少し、病床規模が小さくなるということでもありますので、部屋の使い方、例えば今6床室で使っているものを4床室にする

とか、2床室を1床にするとか、少しゆとりを持ったベッド配置を考えようとか、そういう病室をどのような形で使うかというあたりを病院等とも協議をしております。それから救急患者さんが来た場合に最も処置をしやすいような場所、例えば病棟の近くにそういった処置室をつくった方がいいのではないかというふうなこととか、そういう施設整備に関するものについては病院と協議を始めている状況であります。あと年が明けますと当然利用している患者様方に対して、いろいろとパンフレット等も渡しながら周知を徹底していくことも、そういう準備もしていかなければならないというふうに考えてございます。

○飯澤匡委員長 ほかにありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○飯澤匡委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○飯澤匡委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

○飯澤匡委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって医療局関係の議案の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○飯澤匡委員長 ほかになければ、これで医療局関係の審査を終わります。

医療局の皆様は退席されて結構です。御苦勞様でした。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、しばらくお待ちください。

次に、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思います。

調査項目については、障害児療育のあり方についてを調査したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

○飯澤匡委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。

詳細については、当職に御一任願います。

なお、継続調査と決定した本件については、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

次に、来年1月に予定しております県外調査については、お手元に配付しております委員会調査計画案のとおり実施したいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

○飯澤匡委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細については当職に御一任願います。

○佐々木一榮委員 詳細はいいのですが、予定出発地を教えてください。1月24日の出発は花巻ですか。

○飯澤匡委員長 花巻です。

○佐々木一榮委員 花巻ね。

○飯澤匡委員長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。